

香川県奨学のための給付金支給要綱

平成 26 年 7 月 1 日制定
平成 27 年 6 月 25 日改正
平成 28 年 5 月 19 日改正
平成 29 年 6 月 6 日改正
平成 30 年 7 月 1 日改正
令和 元年 6 月 14 日改正
令和 2 年 6 月 17 日改正
令和 3 年 2 月 8 日改正
令和 3 年 4 月 9 日改正
令和 3 年 6 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高校生等が属する生活保護受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を目的として、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日文部科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日文部科学大臣決定。以下「専攻科生奨学のための給付金要綱」という。）、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（平成 26 年 4 月 1 日文部科学省初等中等教育局長通知）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（令和 2 年 4 月 7 日文部科学省初等中等教育局長通知）に基づき、知事が予算の範囲内において支給する香川県奨学のための給付金（以下「給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等（同条第 3 号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）及び専攻科生奨学のための給付金要綱第 2 条に規定する高等学校等専攻科
- (2) 国公立の高等学校等 前号のうち、国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等及び高等学校等専攻科、独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体が設置する高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）、並びに地方公共団体が設置する専修学校
- (3) 私立の高等学校等 第一号のうち、前号以外の高等学校等

- (4) 高校本科生等 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者のうち平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年(単位制の高等学校等においては、当該高等学校等の学校長が第1学年相当と認めるものを含む。)に入学した者及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)第3条に規定する補助の対象と認められる者(「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年厚生省発児第86号)」(以下「児童入所施設国庫負担金」という。)による措置費等の支弁対象となる高校本科生等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている者(特別育成費にあつては、母子生活支援施設に入所している高校本科生等を除く。)を除く。)
- (5) 高等学校等専攻科生 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日文科科学大臣決定)(以下「専攻科生修学支援交付要綱」という。)第3条に規定する専攻科支援金の補助の対象となる者(特別支援学校の専攻科生及び「児童入所施設国庫負担金」による措置費等の支弁対象となる高等学校等専攻科生であって、特別育成費が措置されている者(母子生活支援施設に入所している高等学校等専攻科生を除く。))
- (6) 高校生等 高校本科生等及び高等学校等専攻科生
- (7) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等。ただし、高等学校等専攻科生については、専攻科生修学支援交付要綱第3条第1項第4号に規定する保護者等とする。
- (8) 基準日 第6条の支給申請を行う年度の7月1日。ただし、第6条の支給申請を行う年度の7月以降に入学することが高等学校等の学則で定められている者については入学日。

(支給の対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者は、高校生等の保護者等であつて、基準日において次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 香川県内に住所を有すること。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯(以下「生活保護受給世帯」という。)、保護者等全員の基準日の属する年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(以下「非課税世帯」という。)、又は事故、火災等災害、倒産、失職若しくは長期療養等により著しく家計が悪化し、保護者等の収入見込額の合計が非課税世帯相当と認められる世帯(以下「家計急変世帯」という。))
- (3) 高校生等が高等学校等に在籍していること。ただし、高校生等が休学中の場合(単位制の高等学校等の場合は、全科目の学習を中断している場合)は、申請年度の12月末日までに復学(単位制の高等学校等の場合は、学習を再開)している場合に限り支給の対象とする。

2 前項に該当する保護者等が二人以上いる場合であっても、給付金の支給を受けることができる保護者等は、高校生等一人につき一人とする。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、次の各号の区分に応じた額とする。

(1) 生活保護受給世帯

- ア 国公立の高等学校等に通う高校本科生等 一人当たり年額 32,300 円
- イ 私立の高等学校等に通う高校本科生等 一人当たり年額 52,600 円

(2) 非課税世帯（前号の場合を除く。）

- ア 国公立の通信制以外の高等学校等に通う高校本科生等一人当たり年額110,100円
- イ 国公立の通信制の高等学校等に通う高校本科生等 一人当たり年額 48,500 円
- ウ 私立の通信制以外の高等学校等に通う高校本科生等 一人当たり年額 129,600 円
- エ 私立の通信制の高等学校等に通う高校本科生等 一人当たり年額 50,100 円
- オ 国公立の高等学校等専攻科生 一人当たり年額 48,500 円
- カ 私立の高等学校等専攻科生 一人当たり年額 50,100 円

2 前項第2号について、当該世帯に扶養されている高校本科生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校本科生等、当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で二人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校本科生等、及び当該世帯に扶養されている兄弟姉妹の高校生等について通信制の高等学校等に通う高校本科生等又は高等学校等専攻科生を含む複数の高校生等がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校本科生等の場合は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 国公立の通信制以外の高等学校等に通う高校本科生等一人当たり年額 141,700 円
- (2) 私立の通信制以外の高等学校等に通う高校本科生等 一人当たり年額 150,000 円

(支給の回数)

第5条 支給の回数は、一人の高校生等につき毎年度年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校本科生等は4回、高等学校等専攻科生は2回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）を上限とする。ただし、高等学校等学び直し支援金を受けている高校本科生等は、更に1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校本科生等は最大で2回）を加えた回数とすることができる。

(給付金の申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、香川県奨学のための給付金受給申請書（第1号の1様式）及び香川県奨学のための給付金振込口座届（第2号様式）に、次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 高校本科生等が属する生活保護受給世帯

- ア 生業扶助の措置状況が確認できる書類
- イ 在学証明書（第3号様式）。ただし、県内に設置されている高等学校等の長を経由して提出する場合は不要とする（以下本条において同じ。）。
- ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 高校本科生等が属する非課税世帯

- ア 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であること

とを証明する書類

イ 在学証明書

ウ 第4条第2項に規定する額の支給を受けようとする者は、基準日現在、対象となる高校本科生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養している子の健康保険証の写しその他その子が保護者等に扶養されていることが確認できる書類

エ その他知事が必要と認める書類

(3) 高等学校等専攻科生が属する世帯

ア 生活保護を受けていることが確認できる書類又は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることを証明する書類

イ 個人対象要件証明書（第4号様式）。ただし、県内に設置されている高等学校等の長を経由して提出する場合又は香川県私立高等学校授業料補助金の申請に伴い個人対象要件証明書を提出している場合は不要とする。

ウ その他知事が必要と認める書類

(支給決定)

第7条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給を決定したときは香川県奨学のための給付金支給決定通知書（第5号様式）により、支給しないことを決定したときは香川県奨学のための給付金不支給決定通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(給付金の支給)

第8条 給付金の支給は、県が指定する金融機関に設けられた給付金の支給を決定された者（以下「受給者」という。）名義の預金口座に振り込む方法により行う。

2 県内の高等学校等に在学する高校生等の保護者等が、給付金の受領を当該高等学校等の設置者又は学校長（以下「設置者等」という。）に委任する旨の委任状（第7号様式）を当該設置者等に提出し、かつ当該設置者等が承諾した場合であって、この委任が給付金を授業料以外の教育に必要な経費に充てるためになされるときは、前項の規定にかかわらず、給付金の支給は、当該設置者等が指定する預金口座に振り込む方法により行う。

(給付金の使用)

第9条 受給者は、給付金を授業料以外の教育に必要な経費に使用するものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、受給者が偽りその他不正の手段により支給の決定を受けた場合、又は前条の規定に反して給付金を使用した場合は、第7条の規定による給付金の支給の決定の取消し又は変更をすることができる。

2 知事は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨を当該受給者に通知する。

(給付金の返還)

第 11 条 知事は、前条の規定による取消し又は変更をした場合において、既に給付金を支給しているときは、期限を定めて、支給した額に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第 12 条 前条の規定により給付金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた納付金の額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により給付金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた給付金の額に充てられたものとする。

3 第 1 項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(延滞金)

第 13 条 第 11 条の規定により給付金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前条第 3 項の規定は、前項の延滞金について準用する。

(家計急変の特則)

第 14 条 家計急変世帯については、第 2 条第 8 号、第 3 条第 1 項第 3 号ただし書、第 4 条及び第 6 条の規定は、次のとおり読み替えるものとする。

第 2 条第 8 号	家計急変事由の発生日（発生日が特定できない場合は申請日）
第 3 条第 1 項第 3 号 ただし書	ただし、高校生等が休学中の場合（単位制の高等学校等の場合は、全科目の学習を中断している場合）は、申請後 1 か月以内に復学（単位制の高等学校等の場合は、学習を再開）している場合に限り支給の対象とする。
第 4 条	給付金の額は、次の各号の区分に応じた額とする。 (1) 基準日が 7 月 1 日までの場合 第 4 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項に規定する区分に応じた額 (2) 基準日が 7 月 2 日以降の場合 前号の額を、基準日の属する月の翌月（基準日が月の初日である場合は、その月）から当該年度の 3 月までの月数に応じて算定した額（1 円未満の端数は切り捨て）

	<p>2 前項の規定にかかわらず、申請日が3月2日から3月31日までである場合、当該年度の給付金は支給しない。(高校生等が翌年度も在学している場合には、4月以降に翌年度の年額を支給する。)</p>
<p>第6条</p>	<p>給付金の支給を受けようとする者は、家計急変事由の発生した日又は入学日(進級日)のいずれか遅い日から3か月以内に、香川県奨学のための給付金受給申請書(第1号の2様式)及び香川県奨学のための給付金振込口座届(第2号様式)次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 高校本科生等が属する家計急変世帯</p> <p>ア 在学証明書</p> <p>イ 第4条第2項に規定する額の支給を受けようとする者は、基準日現在、対象となる高校本科生等及び15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養している子の健康保険証の写しその他その子が保護者等に扶養されていることが確認できる書類</p> <p>ウ 家計急変の発生事由を証明する書類</p> <p>エ 家計急変後の収入を証明する書類</p> <p>オ 家計急変前の収入を証明する書類</p> <p>カ その他知事が必要と認める書類</p> <p>(2) 高等学校等専攻科生が属する家計急変世帯</p> <p>ア 個人対象要件証明書</p> <p>イ 家計急変の発生事由を証明する書類</p> <p>ウ 家計急変後の収入を証明する書類</p> <p>エ 家計急変前の収入を証明する書類</p> <p>オ その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 給付金の支給を受けようとする者が、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に申請書等を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から1か月以内に申請書等を提出することができる。</p> <p>3 第2項の申請に対する給付金の額は、第4条第1号及び同条第2号の規定にかかわらず、申請日の属する月の翌月(申請日が月の初日である場合はその月)から当該年度の3月までの月数に応じて算定した額(1円未満の端数は切り捨て)とする。</p>

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 25 日から施行し、平成 27 年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 19 日から施行し、平成 28 年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 6 日から施行し、平成 29 年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行し、平成 30 年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 14 日から施行し、令和元年度の給付金から適用する。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和 2 年 6 月 17 日から施行し、令和 2 年度の給付金から適用する。

第 2 条 令和 2 年度においては、第 4 条第 1 項第 2 号に規定する非課税世帯の給付額に、オンライン学習に係る通信費相当として 1 人当たり年額 10,000 円（月額に換算する場合は 1,000 円（6 月～翌年 3 月の 10 ケ月））を加算するものとする。

2 令和 2 年度においては、前項の加算を受ける者は、第 6 条に規定する給付金受給申請書にオンライン学習の通信費に係る誓約書を添付して知事に提出しなければならない。

第 3 条 令和 2 年度においては、第 14 条の規定により読み替える第 6 条第 1 項の規定に関わらず、家計急変の事由の発生した日が令和 2 年 7 月 1 日以前である者は、令和 2 年 9 月 30 日まで申請書等を提出することができるものとする。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和 3 年 2 月 8 日から施行し、令和 2 年度の給付金から適用する。

第 2 条 令和 2 年 6 月 17 日施行附則第 2 条第 1 項中「オンライン学習に係る通信費相当として 1 人当たり年額 10,000 円（月額に換算する場合は 1,000 円（6 月～翌年 3 月の 10 ケ月））」とあるのは「オンライン学習に係る通信費相当として 1 人当たり年額 10,000 円（月額に換算する場合は 1,000 円（6 月～翌年 3 月の 10 ケ月））」及び次の表の左欄に掲げる区分に従い同表の右欄に掲げる額」と、同条第 2 項中「前項」とあるのは「前項のオンライン学習に係る通信費相当」と読み替えるものとする。

区分	1 人当たり加算額
第 4 条第 1 項第 2 号ア又はウ	26,100 円
第 4 条第 1 項第 2 号イ、エ、オ若しくはカ、又は同条第 2 項各号	12,000 円

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 9 日から施行し、令和 3 年度の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。なお、改正前の様式は、令和 3 年 7 月 31 日までの間は、これを使用することができる。